

太田川水系河川整備計画（国管理区間）を策定

～今後概ね30年の整備目標・実施内容を決定～

国土交通省中国地方整備局では、平成23年5月16日に「太田川水系河川整備計画【国管理区間】（以下、本計画）を策定しました。

本計画は、「太田川水系河川整備基本方針」（平成19年3月策定）に沿って、太田川水系 国管理区間における今後概ね30年間で実施する治水、利水、河川環境に関する整備目標や具体的な整備等の内容を示したものです。

また、本計画を策定するにあたっては、学識経験者や専門家で構成される「太田川河川整備懇談会」から意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさんからご意見を頂きながら進めてきました。さらに広島県知事からのご意見を伺い策定に至っています。

<3つの基本理念>

安全・安心な暮らしを守る

河川整備基本方針で定めた目標に向け、整備計画期間内で実現可能な段階的な河川整備を実施し、人々の安全・安心な暮らしを守ります。

川の恵みを楽しむ豊かな暮らしを支える

都市用水の安定供給や良好な水質の維持に努めます。多くの人々が川を安全に利用できるよう日々河川を管理するとともに、川を軸とした様々な関係者との連携を深め、豊かな暮らしを支えます。

「水の都ひろしま」の顔を次世代に引き継ぐ

太田川を軸に形成された自然、歴史、文化を保全し、次の世代に引き継ぎます。

<参考>

- 中国地方整備局河川部ホームページ
URL : <http://www.cgr.mlit.go.jp/cginfo/syokai/busyo/kasen/index.htm>
→「河川整備基本方針・河川整備計画」→「太田川水系」よりご覧ください。
- 太田川河川事務所ホームページ
URL : <http://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/>
→「太田川水系河川整備計画」より計画本文がご覧になれます。

別添1 : 太田川水系河川整備計画（国管理区間）の策定までの経緯

別添2 : 太田川水系河川整備計画（国管理区間）の概要

 太田川シンボルマーク	(問い合わせ先) 国土交通省中国地方整備局 電話番号(082)221-9231(昼間代表)
	河川部 河川計画課長 柴田 亮(しばた りょう) (内線3611)
	建設専門官 後藤 誠志(ごとう せいし) (内線3617)
	担当事務所 太田川河川事務所 電話番号 (082)221-2436 (昼間代表)
	副所長 田辺 裕和(たなべ ひろかず) (内線204)
	調査設計第一課長 田中 里佳(たなか りか) (内線351)
(広報担当窓口) 国土交通省中国地方整備局 電話番号 (082)221-9231(昼間代表)	
	広報広聴対策官 安田 博信(やすだ ひろのぶ) (内線2117)
	企画部 環境調整官 秋山 良壮(あきやま りょうそう) (内線3114)

安全・安心な暮らしを守る

今後おおむね30年で実施する主な事業等

◆中流部の改修

・改修を行うことで、戦後最大の平成17年9月規模の洪水による床上浸水被害を全て解消

＜平成17年9月洪水の状況＞



22.0k～23.3k 筒瀬川合流点上流付近
(広島市安佐北区安佐町大字筒瀬地先)
(広島市安佐北区可部町大字今井地先)



30.4k～30.8k 鈴張川合流点付近
(広島市安佐北区安佐町大字飯室地先)



洪水被災痕跡水位
(広島市安佐北区安佐町大字久地地先)

◆さらなる治水安全度の向上に資するための調査・検討

・既存施設の有効活用等を含めた洪水調節機能の増強や流域における流出抑制施設による対策など、様々な手法について調査・検討を実施

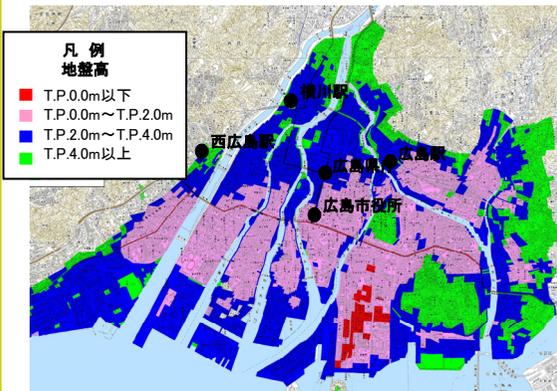
◆支川(三篠川、根谷川、古川)の改修

・改修を行うことで、各支川の戦後最大の洪水による浸水被害をほぼ解消

◆内水対策 ・必要な施設の整備

◆下流部・下流デルタ域の改修

・改修を行うことで、戦後最大の平成17年9月規模の洪水による浸水被害を解消するとともに、高潮※の越波による浸水被害を解消



下流デルタ域の地盤高図



平成11年9月高潮堤防超水状況
(広島市西区観音新橋地先)

◆祇園・大芝水門改築

・計画通りの分派比での洪水分派を可能にし、広島中心市街地の浸水を防止



※ここでいう高潮とは、伊勢湾台風規模の台風が、台風期の朔望平均満潮時に広島湾に最も危険なコース(ルース台風)を通過した場合に発生する高潮をいう。

川の恵みを楽しむ豊かな暮らしを支える

- ・ 渇水時の情報提供、情報伝達体制を整備し、関係機関等との調整を図り、適正な水利用を推進する。
- ・ 減水による流況変化や生物等への影響をモニタリングしてデータを蓄積し、地域のニーズを踏まえて、関係機関との調整に努める。また、河川の維持管理を行う際には治水と環境の調和に配慮し、必要に応じて生物の生息・生育・繁殖環境の改善に努める。

治水と環境の調和

- ◆ 川の営みを活かした持続可能な河道管理手法の確立
- ・ 「治水と環境の調和」を図ることが可能な河道掘削と樹木伐採の適切な組み合わせ手法を確立するため、高瀬堰下流から安佐大橋までをフィールドとし、試行的取組・重点的なモニタリング等を実施する。



河道内樹木の変化

「水の都ひろしま」の顔を次世代に引き継ぐ

- ・ 「太田川生態工学研究会」等と連携し、干潟の機能等の検証及び必要な環境保全措置を実施する。
- ・ 地域の象徴となっている水辺景観の維持、形成に努め、秩序ある水面利用を促し、「水の都ひろしま」のシンボルとなる都市景観と調和した河川景観を保全する。
- ・ 現状の良好な水質を保持する。

<干潟機能の検証の事例>



<河川景観等の保全の事例>

築堤を行う際、広島市指定天然記念物の筒瀬八幡神社の社叢に配慮した施行を実施



事業実施前

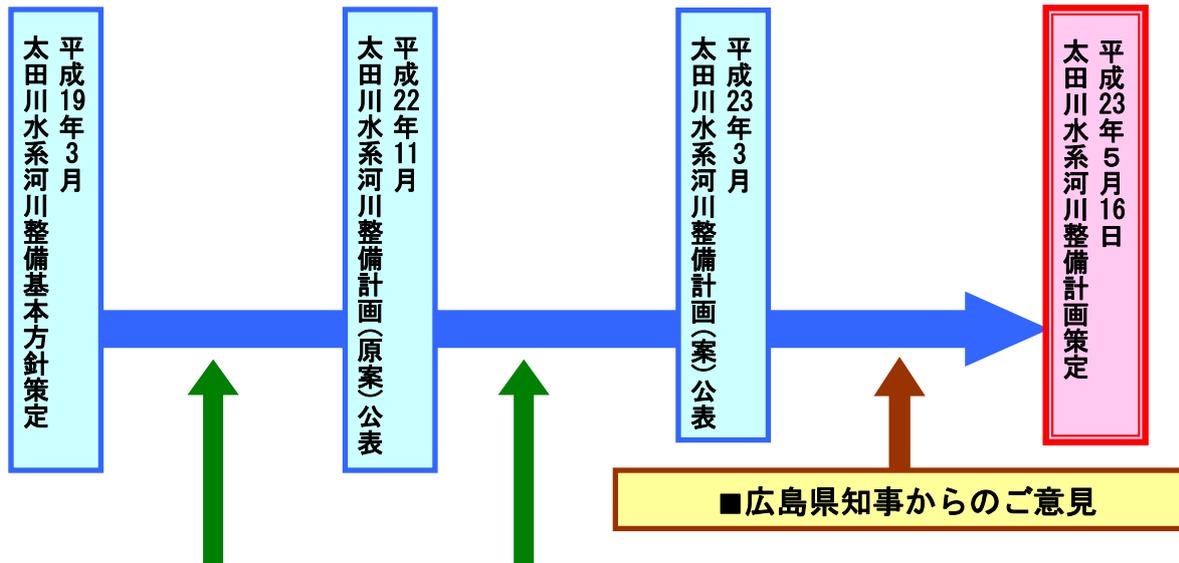


事業実施後

策定までの経緯

太田川水系では平成19年3月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「太田川水系河川整備基本方針」が策定されています。これに基づき、太田川水系の国が管理する区間において、段階的な河川整備を行うための計画として「太田川水系河川整備計画(国管理区間)」(以下、本計画)を平成23年5月16日に策定しました。

本計画を策定するにあたっては、太田川水系に関わりが深く専門的知識をお持ちの学識経験者や専門家で構成される「太田川河川整備懇談会」からご意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさんからご意見を頂きながら進めてきました。



- 各分野の学識者や専門家からのご意見
 - ・平成19年7月～平成23年2月 第1～9回「太田川河川整備懇談会」開催
- 地域のみなさんからのご意見
 - ・平成19年7月～平成22年12月 アンケート、住民意見発表会、住民意見を聴く会、原案への意見募集

各分野の学識経験者からの意見聴取

■太田川河川整備懇談会



学識経験者による懇談会を整備計画策定までに9回開催し、専門分野について意見を伺いました。

太田川河川整備懇談会 委員名簿

氏名	職名	専門分野
大井 健次	広島市立大学 芸術学部 教授	景観
河合 幸一郎	広島大学大学院 生物圏科学研究科 准教授	動物
河原 能久	広島大学大学院 工学研究科 教授	河川
関 太郎	広島大学 名誉教授	文化財
高杉 千賀子	北広島町立豊平東小学校 校長	環境学習
中越 信和	広島大学大学院 国際協力研究科 教授	森林
永井 明博	岡山大学大学院 環境学研究科 教授	農業水利
日比野 政彦	日本野鳥の会 広島県支部	鳥類
福岡 捷二	中央大学 研究開発機構 教授	河川
福田 由美子	広島工業大学 工学部 教授	建築・都市計画
堀内 日出夫	中国経済連合会 顧問	経済
村上 恭洋	元広島県水産試験場 場長	漁業

地域のみなさんからの意見聴取



アンケートや住民意見を聴く会などにより総数で3,000件を超えるご意見を頂きました。主な内容としては、治水事業の推進、自然環境の保全、大規模構造物の老朽化対策の実施といった意見の他に、山の保全・管理が必要など流域一体での河川管理に関する意見を頂いております。

河川整備の基本理念および対象区間・期間

<p>基本理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全・安心な暮らしを守る 河川整備基本方針で定めた目標に向け、整備計画期間内で実現可能な段階的な河川整備を実施し、人々の安全・安心な暮らしを守ります。 ■ 川の恵みを楽しむ豊かな暮らしを支える 太田川が人々に末永く水の恵みをもたらすよう、これからも都市用水の安定供給や良好な水質の維持に努めます。 さらに、様々な活動の場としてこれからも多くの人々が川を安全に利用できるような日々河川を管理するとともに、地域の産業にも着目し、川を軸とした様々な関係者との連携を深め、豊かな暮らしを支えます。 ■ 「水の都ひろしま」の顔を次世代に引き継ぐ 太田川には、深い緑に包まれた上流部から干潟が広がる河口まで、多様な自然環境が残っています。また、中流部では太田川の河床に堆積した玉石を利用した石垣が数多く見られ地域特有の景観を有しています。さらに、広島市の街は、市街地面積に占める水面の比率が全国屈指の高さであることから「水の都」とも呼ばれ、水辺に賑わいを取り戻そうと様々な試みが行われています。 このような、太田川を軸に形成された自然、歴史、文化を保全し、次の世代に引き継ぎます。
<p>対象区間</p>	<p>太田川水系の国が管理する区間（下図参照）</p>
<p>対象期間</p>	<p>今後概ね30年間</p>

■太田川水系河川整備計画(国管理区間)の対象区間



太田川水系河川整備計画(国管理区間)の概要

洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減

目 標

■安全・安心な暮らしを守る

河川整備基本方針に定めた目標を達成するには多大な時間を要することから、上下流・本支川バランス等を踏まえつつ、段階的かつ着実な河川整備を実施することで、洪水・高潮等による災害の発生防止及び軽減を図ることを目標とします。

本計画に定めた河川整備等の実施後には、洪水に対しては、戦後最大の平成17年9月規模の洪水が発生した場合でも、下流デルタ域及び下流部では浸水被害の防止が図られるとともに、中流部では浸水被害の軽減が図られます。支川では、戦後最大洪水(三篠川:昭和47年7月洪水、根谷川:平成18年9月洪水、古川:昭和20年9月洪水)が再び発生した場合でも、浸水被害の防止又は軽減が図られます。

高潮に対しては、下流デルタ域では、伊勢湾台風規模の台風が台風期の朔望平均満潮時に広島湾に最も危険なコース(昭和26年10月ルース台風)を通過した場合でも、越水による浸水被害(越波による浸水被害は除く)の防止が図られます。

大芝水門及び祇園水門における洪水の分派については、計画規模の洪水ピーク流量や計画高水位と同等の水位となる洪水が発生した場合においても、太田川放水路及び市内派川へ計画どおりの分派比で洪水を安全に流下させ広島中心市街地における甚大な浸水被害の防止が図られます。

■整備手順の考え方

目標達成に向け、事業進捗状況(事業間の工程調整)、事業効果の早期発現(一連区間の早期効果発現)、上下流や本支川の治水バランス、過去の被災状況等を踏まえ、以下の事項に配慮して河川整備を実施します。

(1) 下流デルタ域の堤防の整備(近年災害の再度災害防止)

高潮堤防の整備は、他機関が実施する高潮堤防の整備と事業進捗の調整を図りつつ、再度災害防止を目的とした堤防高T.P.+3.4mまでの高潮堤防の整備を早期に実施します。その後、計画高潮位T.P.+4.4mに対して堤防高が不足する箇所において計画高潮位までの高潮堤防の整備を実施します。

(2) 中流部の床上浸水対策(近年災害の再度災害防止)

中流部の治水対策の実施にあたっては、下流部への流量負荷量の増大を軽減するため、輪中堤や宅地嵩上げ等、周辺の土地利用状況に応じた治水対策を早期に実施します。

(3) 支川根谷川の河道整備(支川の上下流の治水バランスの早期確保)

支川根谷川は上流の県管理区間で河川整備が進んでいることから、支川の上下流の治水バランスを考慮し、早期に河川整備を実施します。また、河道掘削により発生した土砂は、高潮堤防工事等と工程調整を図ることによって有効活用に努めます。

(4) 支川古川の河道整備

支川古川の堤防整備は、支川根谷川等からの河道掘削の残土を工程調整を図ることによって有効活用に努めます。

(5) 大芝水門及び祇園水門の改築

平成17年9月洪水の水理現象等を踏まえ、早期に水門の構造・操作方法等を含め必要な検討を行い、その後、下流デルタ域の河道整備の進捗状況(上下流の治水バランス)を考慮し改築に着手します。

(6) 下流部の河道整備

下流部における、流下能力向上に関する整備は、下流デルタ域の河道整備の進捗状況(上下流の治水バランス)を考慮し河川整備に着手します。

(7) 支川三篠川の河道整備

支川三篠川における、流下能力向上に関する整備は、太田川本川の河道整備の進捗状況(本支川の治水バランス)を考慮し整備に着手します。

整備手順

整備箇所	主な整備内容	河川整備計画期間
太田川	下流デルタ域	堤防整備、高潮堤防整備、河道掘削
	下流部	堤防整備、河道掘削
	中流部	堤防整備、河道掘削、輪中堤整備、宅地嵩上げ
	大芝・祇園水門	検討、改築
三篠川	堤防整備、河道掘削	
根谷川	堤防整備、河道掘削	
古川	堤防整備	

太田川水系河川整備計画(国管理区間)の概要

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

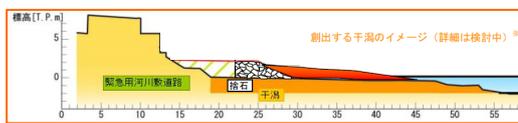
目 標	水道用水、工業用水、農業用水の取水など利水の現況、動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持に支障が生じないように、渇水時の情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、関係機関等との調整を図り、適正な水利用を推進します。また、発電等によって減水区間が発生している中流部においては、流況への影響把握に努めます。
整備等の内容	<ul style="list-style-type: none"> 合理的な水利用の促進を図るなど、関係機関と連携して必要流量の確保 渇水時における情報共有・迅速な対応が図られる体制の確保、節水や水利用の調整、必要に応じ河川環境への影響把握のための調査の実施 中流部の減水区間における、減水による流況変化や水質への影響のモニタリング、データの蓄積、地域ニーズを踏まえた関係機関との調整、生物の生息・生育・繁殖環境のモニタリング、必要に応じて生物の生息・生育・繁殖環境の改善

河川環境の整備と保全

目 標	<p>自然環境：中・下流部は、太田川の多様な自然環境に配慮しながら、生物の生息・生育・繁殖場所の保全に努めます。下流デルタ域については、太田川の多様な河川環境を十分に把握できる評価指標の確立に向け、生態学の専門家等と協働し、調査検討を行うとともに、河川改修や護岸工事等においては、多様な生物の生息環境となっている干潟や砂質河床の保全に努めます。さらに、広島湾の恵みを支える太田川の役割を再認識し、関係機関や地域住民の方々との連携しながら流域の物質循環の調査・把握に努めます。また、自然環境に対しては、市民等と連携したモニタリングを実施し、日頃からの保全に努めます。</p> <p>河川空間の利活用：身近に水を感じることができ、安心して安全に利用できる河川空間を地域と一体となって維持できるよう努めます。さらに、下流デルタ域の水辺においては、「水の都ひろしま」構想に基づき、市民、関係機関の協力のもと都市部の個性と魅力のある水辺の創出、賑わいのある水辺の創出を目指します。また「泳げ遊べる川づくり」を目標に、水辺環境の改善を図るとともに、人と川の関係の再構築に努めます。</p> <p>景観：地域の特徴を踏まえ「個性と魅力ある風景づくり」を念頭に、地域の象徴となっている水辺景観の維持、形成に努めるとともに、秩序ある水面利用を促し、「水の都ひろしま」のシンボルとなる都市景観と調和した河川景観の保全に努めます。</p> <p>水質：関係機関、地域住民の方々等との連携、調整を図り、現状の良好な水質の保持に引き続き努めます。</p>
整備等の内容	<p>自然環境の保全：</p> <ul style="list-style-type: none"> 「太田川生態工学研究会」等との連携による、干潟の機能等の検証及び必要な環境保全措置の実施 <p>水辺環境の改善：</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内派川における、安全に安心して水辺利用出来るための底質の改善 <p>河川空間の安全で適正な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川管理通路や護岸、アンダーパスの整備



「太田川生態工学研究会」において実施されている干潟再生試験で造成された干潟の状況



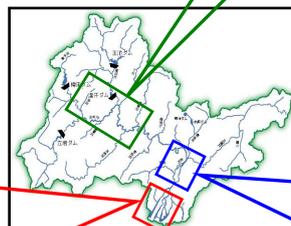
太田川生態工学研究会による干潟保全の検討イメージ



河川管理用通路・護岸を整備する箇所の位置



底質改善を実施する箇所及び河川管理用通路・護岸を整備する箇所の位置

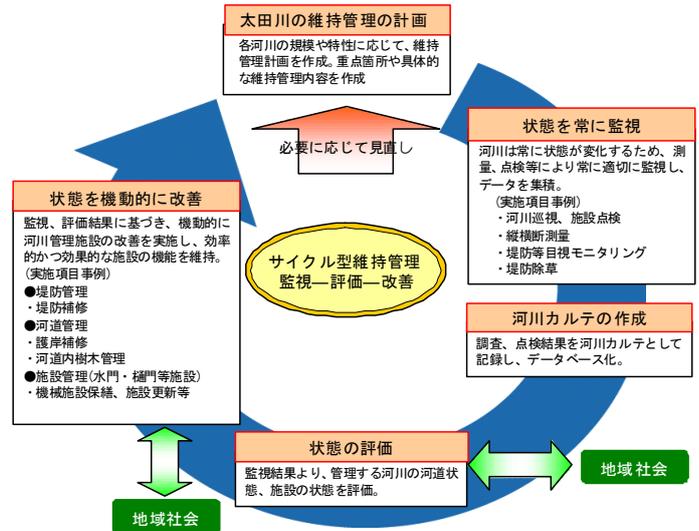


アンダーパスを整備する箇所の位置

太田川水系河川整備計画(国管理区間)の概要

維持管理

太田川水系の河川特性を十分踏まえ、維持管理の目標や実施内容を設定した維持管理に関する計画(河川維持管理計画)を作成するとともに、河川の状態の変化の監視、評価、評価結果に基づく改善策を「サイクル型維持管理体系」の一連の体系として構築し、効率的・効果的に対策を実施します。



サイクル型維持管理体系概念図

■太田川水系の特徴を踏まえた維持管理の重点事項

太田川水系の河川の維持管理については、太田川水系の有する治水、利水、環境に関する多様な機能を継続的に維持することを目的に実施しますが、太田川水系の河川の特徴を踏まえ、特に重点的に監視し、維持管理を行う事項を **(1) 長期間が経過した河川管理施設の老朽化対策** **(2) 川の営みを活かした持続可能な河道管理手法の確立**と定め、維持管理の重点化、効率化を図ります。

(1) 長期間が経過した河川管理施設の老朽化対策

長期にわたる施設の効率的・効果的な維持管理を実施するために、計画的な巡視、点検により施設の状態を的確に把握するとともに、既存施設に対する予防的な維持補修や優先度を検討し、維持管理費の縮減や施設の長寿命化を図る

(2) 川の営みを活かした持続可能な河道管理手法の確立

周辺の自然環境との調和にも配慮しつつ、太田川における「治水と環境の調和」を図ることが可能な、河道掘削と樹木伐開の適切な組み合わせ手法を確立するため、川の営みを活かした持続可能な河道形状を調査・検討し、それらにより得られた知見を評価・分析し、必要な対策を検討し実施する

その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

河川管理者をはじめ地域住民や地方公共団体、関係機関・団体等と、流域一体となって、より一層の連携強化に努め、相互の情報共有を図ります。

また、今後の少子高齢化社会や社会資本ストック増大による維持管理費の増大等を見据え、それぞれの地域特性や今後の社会情勢の変化等を踏まえ、「自助・共助・公助」の精神のもと、地域との適切な役割分担により、太田川の総合的な河川整備・管理に努めます。

- ・ 関係機関等との連携
- ・ 「温井ダム水源地域ビジョン」の推進
- ・ 都市計画に関する施策との調整
- ・ 兼用道路及び河川に隣接する道路等との調整
- ・ 景観等に関する施策との調整
- ・ 情報の共有化
- ・ 流域における川を中心軸とした住民意識の向上
- ・ 社会環境の変化への対応

参考資料

中国地方整備局管内

1級水系直轄管理区間（13水系）における河川整備計画策定状況

千代川水系河川整備計画 平成19年5月16日

高津川水系河川整備計画 平成20年7月3日

芦田川水系河川整備計画 平成20年12月4日

天神川水系河川整備計画 平成22年3月5日

斐伊川水系河川整備計画 平成22年9月30日

高梁川水系河川整備計画 平成22年10月14日

太田川水系河川整備計画 平成23年5月16日

【河川法】 抜粋 （河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。